

様式第8（第6条関係）

① ~~製造所~~  
 危険物~~貯蔵所~~完成検査申請書  
 取扱所

年 月 日 柏市消防局長 殿	
申請者 ② 住所 千葉県柏市柏〇番地〇（電話〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇） 氏名 〇〇株式会社 代表取締役 消防太郎	
③ 設置者	住所 千葉県柏市柏〇番地〇（電話〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇）
	氏名 〇〇株式会社 代表取締役 消防太郎
設置場所	④ 千葉県柏市柏〇丁目〇〇
製造所等の別	⑤ 取扱所      貯蔵所又は取扱所の区分      ⑤ 給油取扱所
設置又は変更の許可年月日及び許可番号	⑥ 令和〇〇年〇〇月〇〇日      第〇〇〇〇号
製造所等の完成期日	⑦ 令和〇〇年〇〇月〇〇日
使用開始予定期日	⑧ 令和〇〇年〇〇月〇〇日
※ 受付欄	※ 経過欄
	検査年月日 検査番号
	※ 手数料欄

- 備考
- この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
  - この完成検査申請書は、移送取扱所以外の製造所等に用いるものであること。
  - 法人にあつては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
  - ※印の欄は、記入しないこと。

完成検査申請書は、危規則様式第8により、2部提出してください。

- ① 製造所、貯蔵所、取扱所のうちいずれか該当するものを○で囲むか該当しないものを2重線で消してください。
- ② 申請者の住所及び氏名は、設置者と同一としてください。ただし、運営者等で既に申請権があることを届出されている方は設置者でなくても申請することができます。
- ③ 設置者の住所、氏名は製造所等を設置しようとする方（当該製造所等を所有する方）の住所、氏名を記入してください。法人は主たる事務所の所在地並びに法人の名称、代表者の役職名及び氏名を記入してください。
- ④ 設置場所は、登記簿に記載されている所在地及び地番を千葉県から記入してください。  
なるべく「-（ハイフン）」等略称は使用せず、「○丁目○番○号」のように記入してください。  
移動タンク貯蔵所は、常置場所の住所を記入してください。
- ⑤ 製造所等の別は、製造所は「製造所」、危政令第2条に掲げるものは「貯蔵所」、危政令第3条に掲げるものは「取扱所」と記入してください。  
貯蔵所又は取扱所の区分は、危政令第2条又は第3条に規定する区分により「屋内貯蔵所」、「給油取扱所」等と記入してください。（製造所の場合は斜線をしてください）。
- ⑥ 申請する製造所等の完成検査に係る設置又は変更の許可年月日及び許可番号を記入してください。  
なお、完成検査を受ける前に変更の許可があったときは、変更前と変更後の2つの許可年月日及び許可番号を記入してください。
- ⑦ 工事完了日又は完了予定日を記入してください。  
なお、原則は工事完了後に申請をしてください。
- ⑧ 使用開始予定日を記入してください。使用開始期日が定まっていなければ「完成検査済証交付後」と記入することもできます。

## 補足事項

- ① 手続きの時期：設置又は変更後、使用開始する前
- ② 手続き可能な方：設置者又は運営者
- ③ 代理人による手続き：可能(設置者等から代理人への委任状が必要)
- ④ 手続き方法：直接受付窓口へ
- ⑤ 必要部数：2部
- ⑥ 必要書類：危険物製造所等完成検査申請
- ⑦ 手続きにかかる費用：別紙，柏市手数料条例に掲げる金額  
(補足) 手数料の御支払いは納付書による振込になります。納付書は申請時にお渡します。
- ⑧ 手続き後にお渡しするもの
  1. 完成検査済証または不適合通知書
  2. 申請書の副本

## 柏市手数料条例に基づく危険物製造所等に係る申請手数料一覧

単位：円

施設区分	指定数量	許可申請		完成検査申請	
		設置	変更	設置	変更
製造所	10倍以下	39,000	19,500	19,500	9,750
	10を超え50倍以下	52,000	26,000	26,000	13,000
一般取扱所	50を超え100倍以下	66,000	33,000	33,000	16,500
	100を超え200倍以下	77,000	38,500	38,500	19,250
屋内貯蔵所	200倍を超えるもの	92,000	46,000	46,000	23,000
	10倍以下	20,000	10,000	10,000	5,000
屋内貯蔵所	10を超え50倍以下	26,000	13,000	13,000	6,500
	50を超え100倍以下	39,000	19,500	19,500	9,750
屋内貯蔵所	100を超え200倍以下	52,000	26,000	26,000	13,000
	200倍を超えるもの	66,000	33,000	33,000	16,500
屋外タンク貯蔵所	100倍以下	20,000	10,000	10,000	5,000
	100を超え1万倍以下	26,000	13,000	13,000	6,500
屋外タンク貯蔵所	1万倍を超えるもの	39,000	19,500	19,500	9,750
	100倍以下	26,000	13,000	13,000	6,500
地下タンク貯蔵所	100倍を超えるもの	39,000	19,500	19,500	9,750
		26,000	13,000	13,000	6,500
屋内タンク貯蔵所		26,000	13,000	13,000	6,500
簡易タンク貯蔵所		13,000	6,500	6,500	3,250
移動タンク貯蔵所	積載式以外のもの	26,000	13,000	13,000	6,500
	積載式のもの	39,000	19,500	19,500	9,750
屋外貯蔵所		13,000	6,500	6,500	3,250
給油取扱所	屋外給油取扱所	52,000	26,000	26,000	13,000
	屋内給油取扱所	66,000	33,000	33,000	16,500
販売取扱所	第1種販売取扱所	26,000	13,000	13,000	6,500
	第2種販売取扱所	33,000	16,500	16,500	8,250
申請区分		金額	地方公共団体の手数料の標準に関する政令に		
仮使用承認申請		5,400	に基づき、柏市手数料条例の定めによる。		
仮貯蔵仮取扱承認申請		5,400	備考1		
水張検査	容量 1万L 以下	6,000	2百万を超えた場合は、		
	1万を超え百万L以下	11,000	15,000円+百万毎に		
	百万を超え2百万以下	15,000	4,400円を加算する。		
	2百万を超えるもの	備考1			
水圧検査	容量 600L 以下	6,000	備考2		
	600を超え1万L以下	11,000	2万を超える場合は、		
	1万を超え2万以下	15,000	15,000円+1万毎に		
	2万を超えるもの	備考2	4,400円を加算する。		
柏市火災予防条例第47条の2の規定による手数料			水張検査		6,000
			水圧検査	容量600以下	6,000
				600を超えるもの	11,000